

JIS

社会セキュリティー 緊急事態管理－危機対応に関する要求事項

JIS Q 22320 : 2013
(ISO 22320 : 2011)
(JSA)

平成 25 年 10 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	稲 葉 敦	工学院大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	大 橋 守	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	窪 塚 孝 夫	公益社団法人自動車技術会
	高 久 昇	一般財団法人日本規格協会
	田 中 護 史	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	土 肥 義 治	独立行政法人理化学研究所
	中 西 英 夫	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野 口 祐 子	森・濱田松本法律事務所
	長谷川 英 一	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.10.21

官 報 公 示：平成 25.10.21

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット認証課管理システム標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 指揮・統制に関する要求事項	4
4.1 一般	4
4.2 指揮・統制システム	5
4.3 人的要因	7
5 活動情報に関する要求事項	7
5.1 一般	7
5.2 活動情報提供プロセス	8
5.3 活動情報提供プロセスの評価基準	10
6 協力及び連携に関する要求事項	10
6.1 一般	10
6.2 協力	10
6.3 連携	11
6.4 情報共有	12
6.5 人的要因	13
附属書 A (参考) 各要求事項の事例	14
附属書 B (規定) 活動情報提供プロセスの評価基準	16
参考文献	19
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

社会セキュリティ—緊急事態管理— 危機対応に関する要求事項

Societal security—Emergency management— Requirements for incident response

序文

この規格は、2011年に第1版として発行された **ISO 22320** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

近年、災害、テロ攻撃を始め、様々なインシデントが頻発している。このことは、人命を守り、被害及び損失を軽減し、社会活動にとって不可欠な諸機能を必要最低限のレベルで確実に維持させるため、効果的な危機対応の重要性を示している。そこには、医療及び救助、飲料水及び食糧の供給、電力及び燃料の提供などが含まれる。従来の危機対応では、単一の国家又は地域が対象であり、単一の組織に焦点を当てたものが中心であった。しかし、今後は、複数の国家及び複数の組織を対象とするアプローチが必要となってくる。これは、政府、非政府組織 (NGO)、貿易関係、及び労使関係の各分野が世界規模で相互に関係をもち、依存し合っていることに起因している。

この規格は、公共及び民間部門の危機対応組織が、あらゆる種類の緊急事態 (例えば、危機、事業の中断・阻害及び災害) に対処する能力を高めることを可能にするものである。危機対応において必要となる様々な機能は、複数の組織及び機関によって分担されており、そこには民間組織、及び基礎自治体から国までの様々なレベルの公共団体も含まれる。したがって、効果的な危機対応を準備し、実施していくためには、関係組織全てに対して共通の指針を示す必要がある。この規格は、関係各組織が連携しつつ、それぞれの業務遂行を最も効率的に行うことを可能にするための最小限の要求事項である。

指揮・統制を確立し、調整プロセスを実行し、関係する組織、機関及びその他の関係者間の情報の流れを促進するために、効果的な危機対応には、体系化された指揮・統制・連携・協力が必要である。

危機対応における組織、地域、及び国境を越えた支援は、被災者のニーズに対して適切で、かつ、文化的にも受け入れられるものであることが期待される。したがって、危機対策の立案及び実施に当たっては、地域社会の人々の参画が必須となる。危機対応に関与する全ての組織には、地理的境界及び組織の境界を越えた共通のアプローチに基づいて活動する能力が求められる。

情報に関する要求事項は、情報管理プロセスと構造に関する要求事項とともに、危機対応における情報交換及び通信に関するニーズを踏まえて、最大限の相互運用性を担保するための技術的解決策を産業界が開発することを支援するものである。

効果的な危機への備え及び事業継続マネジメントプログラムは、**JIS Q 22301** を用いること、及び複数の組織が参加する演習を定期的実施することによって、実現することができる。

注記 ISO/PAS 22399 [6]の後継規格を記載した。